

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號壹第 卷十四第

行發日一月一年十和昭

## 新年特別號

免稅點以下の小所得者への地方課税	法學博士 神戸正雄
勢力關係の性質	文學博士 高田保馬
ブラジルに於ける移民制限問題	法學博士 山本美越乃
政策研究に就て	經濟學博士 作田莊一
農業政策の擔當者としての産業組合	經濟學博士 八木芳之助
漁村經濟調査論	經濟學士 鱧川虎三
私經濟との比較による財政の本質	經濟學士 中川與之助
自由主義の論據	經濟學士 柴田敬
フランス・フランに就いて	經濟學士 松岡孝兒
山口藩に於ける幕末の洋式工業	經濟學士 堀江保藏
支拂準備の法定に就て	經濟學士 中谷實
獨乙の漁場入會制度に就いて	經濟學士 岡本清造
積荷單獨海損補方法の吟味	經濟學士 佐波宜平
ロッシャーの歴史的方法	經濟學士 白杉庄一郎
經營信任會の效果に就いて	經濟學士 大塚一朗
貿易統制の制限性と促進性	經濟學博士 谷口吉彦
酒税の改正	經濟學博士 汐見三郎
現金の流通と預金の増減	經濟學博士 小島昌太郎
國益立法掛について	經濟學博士 本庄榮治郎
新着外國經濟雜誌主要論題	

(禁 轉 載)

## 國益主法掛について

本庄 榮治郎

### 一

幕末の十五年間に政治經濟上種々なる大變革の行はれたことは今更いふ迄もない所であるが、殖産興業の計を立て財政經濟の充實に資せんとすることも屢々考究せられた事柄であつた。こゝに述べんとする所の御國益御主法掛もその一つであつて、萬延元年四月に設置せられたものであるが、之によつても當時の社會變革の狀勢を窺ふに足るものがある。

### 二

萬延元年四月二十二日老中久世大和守廣周は大目付・町奉行・勘定奉行・御目付・勘定吟味役の人々に對し、近來諸家を始め一統に疲弊せる上、外國貿易開始後は諸色拂底となり物價騰貴し益々困窮に陥りし有様であるから、此際特に上下一統の救済に關し早々取調をなし、且國內生産品の増加をはかり國益を樹つるの方法をも漸次考究すべきことを命じた。その全文は左の如くである。

『近來諸家を始一統疲弊いたし候上、外國貿易御差許の後は諸色拂底、隨て高價に相成候付、御勝手向も追々御入費相嵩、諸侯末々に至候ては彌不如意切迫の折柄に付、別格の御處置を以、差向上下一統の御救助筋見込の趣早々取調候様可被致候。右に付ては御國內生産の品々次第に相増候様の御世話等無之候ては御國益も相立不申候處、右は急速の調方には相成間敷事に付、漸を以取斗候様相心得、夫々無隔意役々一體の心得にて篤と申談取調候様可被致候事』

右の達につけ加へて、國益調方については、各自の意見はもとより直參・陪臣・百姓・町人の差別なく廣く上下の意見をも徴し永久の方法を立つべきであるとし、且此等の事務を掌るべき役方の名稱について化醇懸・周潤掛・御撫恤掛・御國用潤澤掛・御恩澤御經濟掛・御賑國御經濟懸・御經濟懸御賑救御主法掛・御賑國御主法掛・御救助御主法掛・御賑救掛・御救助御國益掛等を擧げ、名稱の肝要なること、この外にも適當なる名稱あらば申出つべきことを述べ、追て正式任命あるまで『極密取調の積可被心得候事』と述べて居る。

右に引つゞき記載せられてゐる「大和守殿御直筆書取、但御達には不相成爲見合留置」と註せる案文は御國益御主法掛設置の趣旨を窺ふに適當なるものであるから、その全文を左に引用しやう。『此度何々懸被仰付候に付ては早速士民御救助筋の仕法相企、追々御國益筋の儀厚御世話被爲在度との儀に付、御一言路相聞、貴賤の無差別十分に爲申出、其方共一統一役同様の心得を以、無服臆申談小事に不泥大事を專とし、御規定仕來は容易に可改筋に無之候得共、當時勢に取御變革被成可然義は敢て舊則に泥不申、其外荒地起返し堤川除御普譜等の儀深切に世話致し公料私料の無差別天民一體の心得を以第一といたし度候に付、蠻夷貿易の儀付ても諸國生産富饒に致し、遊民無之御國力を爲盡各職事に不懈其分に安し候様御世話有之度候間其方共支配の内人撰の上掛り中付、御直參陪臣等も其方共え直談致し候歟、封書差出候歟、何れにも公平の取斗專要にいし度、諸民訴出候場所は猶更役々支配向打揃候場所え差出せ書面請取候歟承糺候共都合次第、右一條の義に付ては一役同様と申趣意を不取失様厚勘辨いたし候事』

右の案文に於て『御規定仕來は容易に可改筋に無之候得共、當時勢に取御變革被成可然義は敢て舊則に泥不申』とあることは、祖法と雖必ずしも之を墨守するとは限らず、時勢に應じて之を改むべきことを説けるものであつて、大に注意すべき點である。

かくて同月二十八日大目付久貝因幡守・平賀駿河守・町奉行池田播磨守・石谷因幡守・御勘定奉行松平式部少輔・松平出雲守・同格塚越大藏少輔・御目付駒井山城守・松平彈正・御勘定吟味役勝田次郎・設樂八三郎・福田八郎右衛門等が『御國益御主法懸』を仰付られ『今度被仰付候御國益御主法懸の儀は不容易御大業の儀に付、役々一躰の心得を以諸事無隔意申談御趣意相貫候様可被心得候事』と達せられた。その頃の案文に『御經濟掛と申名目にて御治定の方可燃候間、右御用銘を以表立御用懸被仰付候様仕度』云々とあるから、名稱を經濟掛とする説もあつた如くであるが、決定したのは御國益御主法掛(又は懸の字を用ふ)であつた。

之を要するに御國益御主法掛設置の目的は當時一般の困窮状態を救濟するを當面の問題とし、國産の擴充をはかることを永久の問題として考究するに在つた。而して『新規御益筋の儀是迄向々より申立候儀も可有之、右等は勿論、以來新規御益筋の儀は御國益御主法掛にて利害得失評議致し可被申聞候事』とあつて、新規なる國益に關することを取扱つたものである。

御國益御主法掛の事業は『容易ならざる御大業』であり、廣く上下より意見を徵すべきものとされて居た。そこで萬延元年六月には、各地代官は『土地人民御預りの職務にて御國益筋兼て心付居候儀にも可有之候間』次の如く達することとなつた。然しそれに對し代官より如何なる答申があつたかは明かでない。

『近來物價高直相成諸家御糶本は不及申、諸民困窮いたし候折柄外國貿易御開き日川の諸品輸出いたし候に付ては元方拂底に

成、隨て物價猶又可及騰貴は必然の勢にて上下彌疲弊いたし候事に可相成候。就ては諸品潤澤方は不及申、右困窮御救恤筋並富國の御處置等は當今の御急務に付、今度御國益御主法被仰出追々取調候事に候。各々は土地人民御預りの職務にて常々下々の疾苦をも相辨へ殊に支配所は諸大名御旗本領分知行とも隣接いたし、其事情をも見聞いたし被居候事故、公儀御爲諸大名御旗本爲筋にも可相成は不及申下民の潤助と相成候事被存付候品有之候は、自然是迄の御政事に差響候筋有之候とも時宜に寄御變革も可有之儀に付無斟酌其邊の事柄迄見込を付け書面印封にいたし銘々十分に可被申立候。且手附手代遠國地役人共の内にも右御趣意に付存付の品有之ものハ是又書面印封にいたし爲差出其儘可差出候事<sup>1)</sup>』

### 三

四月二十八日大目付以下に御國益御主法掛を命ぜられたことは前述の如くであるが、其後五月十日に老中久世大和守に對し『御國益御主法懸被仰付之、尤外國貿易筋にも拘り候事に付、右の御用向は掛り同様申談御入用筋に拘り候儀は諸事重立取扱候様被仰出之』とあり、翌十一日には若年寄遠藤但馬守胤統に對しても略同様の達があつた。十二日には加藤惣兵衛外八名(奥有筆組頭、同格、奥有筆)十四日には吉川幸七郎外十二名(御勘定組頭、御勘定吟味方改役、御勘定、御徒目付、町奉行兩組與力)に對し何れも御國益御主法掛に勤務すべきことを命じた。其後も屢御主法掛及それ以下の職員<sup>1)</sup>の任命があつたが、今一一之を述べない。たゞ七月の御主法掛よりの伺書には御國益御主法掛の御用筋は『諸國諸産物出進方は勿論、都て御國用御充實に相成、諸民安穩に生活を遂げ候様被成遣度との御主意の大本に可有御座、何れにも大業の儀に付、追々御用差湊候上は取調物も莫大の事に可相成、(中略)此節追々御下ケの書類も有之、下方よりも願出(中略)諸國御代官に申達置候趣も有之』各方面より意見書が提出せられるであらうから、事務は追々繁忙となるべく『差向書記役の者十人程

1) 日本財政經濟史料第八卷1046頁參照。

被仰付候積を以、此節先づ五人も被仰付候様仕度（中略）御國益御主法掛り書物御用出役と相唱」云々との伺を提出してゐる。これに對する附箋には『一體支配向の者共何も定式御用兼勤にて差支候趣、無餘儀筋に相聞候間、御國益御主法掛書物御用出役の名目を以差向先五人可被仰付哉』云々とあつて、御主法掛が何れも大目付その他の兼勤であるから書記役を置くことを認めんとしたものである。上申の趣は八月十日に許可せられ、九月二十一日には先づ三人の任命があり、残り二人は相應の者あり次第任命することとなつた。翌文久元年九月に至り

『御國益御主法掛の儀、町奉行御勘定奉行同吟味役は主役、大目付御目付は立合の筋に候處、先達て一同掛りに被仰付、諸向多人數にて評議居合方等諸事纏兼候意味も有之哉の趣に相聞候間、以後一向に主役の者共に御任せ相成、大目付御目付の儀は一同御用掛御免被遊候方に可有御座哉』云々

とあり、晦日に至り大目付御目付にて御主法掛たりし者が之を免ぜられた。而してこの御主法掛の下に居る職員については十二月二十九日には御國益御主法方頭取（三人）同調役（二人）同勘定役元（二人）同勘定役（六人）同書物御用出役（八人）等の任命が見えてゐる。書物御用出役は前述の如く前年八月に置かれたものであるが、その他の職名については之より以前には現はれてゐない。然し此等の事務に當るべき多くの職員は以前にも任命されて居たのであつた。尙後に御國益御主法方役所の設置に伴ひ、同役所御門番人出役や掃除人なども置かれてゐるが一一之を述べない。

以上の外、大阪町奉行久須美佐渡守組與力内山彦次郎に江戸出府を命じてゐるが、彼は文久元

年二月九日に大阪を出發し二月二十二日に江戸に到着してゐる。到着後の動靜については何等記す處がないから明かでないが、老中久世大和守の下問に應じて文久元年に獻言せる「御國益御仕法筋ニ付大阪表之儀申上候書付」が存してゐるから、國益仕法の方面に彼の才能を用ゐんとしたものであらう。後に述ぶる産物會所及貸附金のことについても多少參考すべきものがあるが如く考へらるる。

御國益御主法掛を設置せし際、「御臺所廊下二階當時御作事奉行支配向詰所之儀此度御國益御主法掛御用談所相成候間早々引渡候様可被致候」との作事奉行への達があるから、當初は其處にて執務せしものであらう。その後御國益會所を取建つることとなり、文久二年五月に之が實現を見たことは後に述ぶる所の如くである。

#### 四

御國益御主法掛に於て行はれた事柄のうち主要なるものは次の如くである。

(イ) 諸士救濟策 物價騰貴のため薄給武士の生活困難に陥れるを救濟せんとして、文久元年二月に三百石以下の旗本御家人に對し拜借金を許し、百俵以下のものへは下賜金を行つた。即ち次の如くである。<sup>2)</sup>

一、三百石 金二十五兩  
一、二百石 金二十兩  
一、百石餘 金十五兩

一、御役料は相除候事  
一、平常之心掛にて拜借に不及ものは勝手次第の事  
一、返納の儀は來々亥年より十ヶ年賦たるへき事

國益主法掛について

第四十卷 三二一 第一號 三二一

2) 濱村正三郎、大阪町奉行與力内山彦次郎(經濟史研究第一三卷一號)參照。  
3) 日本財政經濟史料第二卷70頁參照。

一、百俵より八拾俵迄	金十 兩	一、二十俵より十五俵迄	金六 兩
一、七十俵より五十俵迄	金八 兩	一、十四俵以下	金五 兩
一、四十俵より三十俵迄	金七 兩		

(□)物價引下令 文久元年六月老中より町奉行への達に曰く

『近來諸色格外高直に付市中諸色潤澤直段引下方の儀、先達て相達置候趣も有之候に付、夫々厚く世話被致候儀には可有之候得共今以更に直段も引下り不申、殊に米穀の儀は此程大坂表におるては餘程直段引下り候處、於當地は却て此節直段引上ヶ候趣に有之、畢竟其方共世話不行届の儀と相聞候間、以後等困の儀無之様實意に世話致し、米穀は勿論市中諸色潤澤直段引下り候様夫々厚く勘辨致し可被取斗候事』

町奉行は之に對して次の如く答へてゐる。

『諸色潤澤直段引下方の儀に付今般御書取を以被仰渡候趣奉承知候。然る處右は當三月被仰渡候通私共兩御役所え問屋共呼出仕入直段其外取調、殊に米相場の儀は地廻の方高直にて御府内のみ直下申付候ては潤澤方に拘り候間元直段糺方の儀御勘定奉行え及掛合、其餘諸色の儀も同様精々取調候處直下申立候分も御座候得共、去申十一月申上候通御府内の儀は問屋共申口承糺候までにて、生産の元方より相糺不申候ては難行届御座候間御勘定奉行に御掛り被仰付、在方荷主仕入直段等同方にて重立取調、市中の儀は元方の直段に准し不相當の賣買不致様嚴重相制候は、事實の取調行届可然哉と奉存候間、町奉行御勘定奉行兩手掛にて町會所におるて調方取掛り可申旨被仰渡候様仕度奉存候此段奉伺候以上』

こゝに於て御勘定奉行松平出雲守、小笠原長門守、竹内下野守に對し『諸色潤澤直段引下方等の儀町奉行申談取扱候様可被致候事』と令した。更に十月一日には老中より町奉行勘定奉行へ米價は引下りたるも、諸色は未だ之に應じて引下らざるを以て十分盡力すへき旨を達してゐる。即ち

『米穀其外諸色直段引下ヶ方等の儀に付ては追々相達置候趣も有之、夫々厚く世話被致候儀には可有之候得共、當年は諸國豐作の趣にて此節米價は餘程引下り候得共、諸色直段は更に引下り候様子も無之、米價下落致し諸色高直にては小給の御旗本

御家人等は困窮彌増候儀に有之、追々歳末にも至り候間此節格別ニ御世話有之差向諸色直段引下り候様の御處置振は有之間敷や厚く勘辨致し見込の趣早々可被申聞候事』

十二月九日に至り次の如き物價引下令が發せられた。

『近來米穀諸色共高直の處、去る申年違作に付際立直段引上ケ、下々難儀致し候趣相聞へ候。當年は米穀を始め豐作の品は相場も下落致し候間右に准じ夫々引下げ可申處、一旦直段引上ケ候品は容易に引下げ不申、何品に不寄高價に賣出し、候趣相聞へ、不埒之事に候。追々諸色高直に相成候得ハ詰りは世上一統之難儀に相成候事に候間、御國恩を相辨へ、此上精々直段引下候様可致候。尤直段引下ケ候連も品柄等劣れる儀等決して不致、直段相當之賣徳を以、正路に渡世可致旨、造元仕入元を始め問屋仲買末々の商人共に至る迄嚴重に可申付候、右之通申付候ても尙引下げず候は、其筋々え遂詮議 不束の賣買致し候者有之候は、無用捨吟味の上嚴重の咎可申候。右之趣は國々えも相觸候間、仕入元直段引下り不申、或は買占等致し候者有之候は、是又曲事可爲候。右之通相觸候間、私領の内、國産物有之候面々は、直段引下り方の儀其領主地頭より精々遂吟味可被申付候。若此上元直段引下り又は不正の儀も有之趣相聞候は領主地頭の可爲感度候間厚可申付候事』

(八)荒地起返 諸國御料所荒地起返免直吟味につき西國筋へは久しく人を差遣してゐないから、當年は先づ同方面へ出張せしむへきことを萬延元年七月に上申してゐるが、八月二十一日御勘定星野録三郎支配勘定長坂庄八郎の二名をして西國へ向け出發せしめた。兩人は十二月に歸府したが、その報告によれば次の如き收納増加となる筈である。

一 起返 免直高一萬三千百三十八石餘

豐前豐後筑前筑後肥前肥後日向國村々

此 譯

起返高 五千八百十七石餘

此取米 三百十八石餘

増

銀 百五匁餘

國益主法掛について

第四十卷

三二三

第一號

三二三

此米 五石餘

被下之分

免直高 千三百九十石餘

此取米 四百七十七石餘

内米 二百五十五石餘

本免之分

免直高 六千十二石餘

此取米 千九百十九石餘

内米 二百七十三石餘

一、反別三十七町六反步餘

此取米二十四石餘

合米 八百七十七石餘

外

一反別百四町一反步餘

右は荒地引の内試作仕付候分

其外御年貢被下等の場所並本免御年貢相納候分も最寄村々に見合巨細見分の上當時の地位ニ應立毛相當の御取箇附仕、且西國の儀は場廣にて切添切開の場所等相糺、差障無之分は御高入の積り、夫々支配々々えも打合評議仕、村々え埋解申聞増米爲仕、右の外見取場並御高入等の儀とも書面之通取斗候旨申聞候云々

御高入吟味仕候分

(二)會所 文久元年正月五日の老中より達の案文によれば、御國益御主法掛設置以來未だ實績を擧ぐるに至らざるを説き、何等かの方法を立て、時勢の急務に應ずるの必要なるを述べ

「先づ可然場所え手廣の會所取建、江戸市中並國々問屋荷主共等右會所え召集公邊より厚く御世話有之、諸國の産物買集めさせ、問屋共にも相應の利潤を爲得、荷主共と懸念不致十分に差廻し候様の御所置に相成、扱諸家國産の分も直捌なり領民引請なり都合次第爲積廻、問屋共安直に蹴付候様之弊無之會所にて世話致し爲買上候は、自然捌方も宜、國々産物も人力にて

全御收納増相成候分

出來致し候丈は日々相殖へ諸物自ら潤澤いたし、其上物價高低の權は公邊の御處置に歸し候様可相成、終ニ外國貿易の品にも會所より相廻し候様の手續にも至り可申、何にても諸物多分に産出爲致候には先づ會所取立問屋共召集公邊より厚く御世話有之彼我相應に利潤を得られ候様の御主法無之候ては相成間敷、且は會所等も無之候ては御國益御主法は有名無實のものにて人心歸向の所も無之候間、先づ第一に會所取建、諸國産物爲積廻、追々國々諸物の産出増益いたし諸品潤澤隨て價も引下り諸民安堵いたし候様の御主法急速取調、會所取建候見込の場所其外共品々可被中聞候事

但惣體の御主法相立候は不容易儀に可有之候得共、當時差向物價高直にて諸民の難儀不一と方場合に付、先づ夫に向ひ籠々御主法相立、猶時勢に従ひ夫々増擴いたし終に永世不朽の御法も相立可申歟、貿易相開候以來朱明鑿之類は双方の交易品にも相成、既に座法も難相立、其餘諸品會所と申名目のみにて引請罷在候町人共實は身薄の者にて多分の買入方は出來不致、唯全く會所の名目を以、銘々一己の利潤を貪り候のみにて、却て其品不揃の基に相成候分も少かる間敷候間、右様の分は引請の者共一同本文大會所え引替世話致し、手廣に取引爲致候は、可然哉。右等の次第も事實得と模索をもちいたし厚く勘辨の上何れにて手を束ね罷在候場合に無之候間、早々御主法相立候様可被心得候事

即ち會所を作りて諸國々産を江戸表へ輸送せしめば諸品潤澤となり、物價も引下るべく、且物價高低の權を政府に收むる所以なりとせるものであるが、これ即ち産物會所若くは國産會所の設置であつて、此ことは既に安政二年にもその議があつたが、實現するに至らなかつた事柄である。

翌文久元年十二月に至り御國益會所取建地として市中上納地の内、坂本町一丁目同二丁目の内四角向合ひ都合千九百八十五坪の地があり、道路等を取込めば二千五百坪程の地となり、日本橋川筋最寄船附便利の場所であることを上申し、繪圖面を添へて此地に會所建設然るべきやを伺つてゐる。然るに翌二年二月に至り、

『右地所の儀は四方沽券地の間に狹り非常の掛念も有之、其上沽券地より上納地に跨り家作補理家業致し候ものも有之土藏等も不少由にて、引拂の儀銘々難澁を相唱候趣に相聞候間、御國益掛の面々再應勘辨の上、北八丁堀牧野讀岐守屋敷川附にて

辦理も宜家作等も其儘御用立候由にて外相應の場所も無之候間牧野讚岐守屋敷六千八百十五坪家作共爲差上、御國益方會所に可被仰付哉云々

との伺があり、結局牧野讚岐守北八町堀屋敷を家作共上らしめて御國益御主法方會所とした。尤も之に對し牧野讚岐守には一ツ橋御門外豊前守上げ屋敷四千五百七十二坪の地を與へ移轉及修繕費として金千兩の拜借を許され、御國益御會所御用意金の内より金二千兩手當として特に下附され、且馬喰町貸付金の内三千兩を貸渡された。五月十八日右の北八町堀屋敷を御普請奉行より受取り、御主法方會所係り役人が此處に詰めて用務を執ることとなつた。且構内手廣きためその一部を係役員の中、拜借願出てたる者に貸付け居住せしむることとした。いはゞ官舎として利用したものであらう。

之に由つて觀るに後の會所は單に御國益御主法方の執務に用ゐられたに過ぎず、各地産物を江戸に廻送せしむるための所謂國産會所と多少、隔りがあるやうであるが、その敷地の廣大なること、水運の便ある地に選定せしこと等より見るも、依然として以前の國産會所としての意圖が引續いてゐたものと考へられる。加之文久二年四月の御國益御主法掛よりの上申書の内にも『舊臘伺濟諸家國産并關八州甲信豆州村々諸産物類御國益方御役所へ差出方御世話の基本にいたし』云々とあるから、矢張り産物會所としての考が繼續してゐるものと見るべきであらう。而してこの産物廻送と金融との關係について

『右在來の諸産物のみにて諸方差湊候は、莫大の金高に可相成、且右品物引當等の御貸附金取扱の儀は不容易手數相懸り可申

起立の御場所諸般居り合不申内、一時敷廉の御主法押擴候ては何程懸り人数相増候とも取締筋行届申間敷、萬一最初より不都合の儀出來候ては御大業の儀往々の御成功にも拘り候間、いつれとも初發は此度御觸面丈の諸産物並御貸附金の儀を取扱其形勢に依て追々緩急見込をも申上候心得に御座候』云々

と述べてゐるから貸附金をも行ふ計畫もあつたことと考へられる。然し實際に於ては、かゝる産物會所や貸付金のことは實現せず、たゞ役所としての職能を果すのみに終つたのであつた。

(ホ) 鑄錢策 文久元年四月十八日大和守の達には『錢の儀は日用難缺、潤澤に相成候得ハ自然御救筋の一端に候間』新錢鑄造方につき取調ふへき旨を達してゐるが、この點については同二年三月に佐竹右京太夫家來太繩織衛より

『右京太夫兼テ御内意奉伺候鑄錢の儀に付、別段御益筋申上度見込も御座候間、御勘定御奉行様を急速御呼出御尋御座候様仕度』云々

の願書が記載されてゐるのみであつて、その後の結末は明かでない。尤も文久三年二月に文久永寶錢の鑄造があつたが、それとこれとの關係は詳かでない。

(ヘ) 陶器輸出策 御勘定吟味役で御國益御主法掛たる高橋平作は、長崎出張の歸路濃州の陶業を視察した。之は近年同地方の陶器産出が甚だ多く、輸出向としての調査をなすためであつた。岩田鋤三郎支配所の美濃土岐郡多治見村土岐口村高山村等に多くの竈があり、一ヶ年の産額凡二萬兩に及び、そのうちには加州九谷・江州高宮等へ素焼の儘送り、兩地にて赤繪錦出等に製せらるるものもある。其他私領村々にも竈があり、この邊一帶陶土も多く産出する。高橋平作は土岐口

村山元へ赴きて見分したが、格別大規模のものではなく、又良品でもないが、相應の産額がある。然し多く焼立てても陶土の盡くる憂はないから、江戸問屋へも交渉して神奈川に出店を設け手廣く賣捌かば土地潤助ともなるであらうと歙三郎へ申談し、且陶土等の見本を持歸り復命してゐる。之に對し町奉行勘定奉行同吟味役の評議では『陶器は當時にては外國輸出必要の品に付、いつれにも製作増之御世話無之候ては難叶儀に可有之』たゞ之かため薪を多く費し、且陶土を採掘するため川筋へ土砂を押流し川下村々の故障を生ずる場合は松苗植付等を奨勵せなければならぬが『陶器出増の儀厚世話いたし候様御勘定奉行より御代官に申達候様可仕候』といふに在つた。外國奉行の評議も大體同様で、次の如くである。之は文久元年十月乃至十一月の事であつた。

『陶器は御國用のみに無之、洋商共不絶輸出いたし御國益も相増候品に付、耕織等の妨に不相成、土地に故障無之候はゞ何方にても製造いたし可然候得共、下札の趣にては後來爭論を醸し可申掛念も有之候。且薪拂底に可相成哉の由も御座候ニ付、右等の邊は猶利害致勘辨哉の由取斗夫々仕法相立可相伺旨御勘定奉行え被仰渡可然哉に奉存候』

(ト)器械の試造 文久二年四月御國益御主法掛よりの伺に、國産擴充のためには簡單に利用し得らるる器械類を取調べ、之を試造せしめ、且水車を仕掛け人力を省き、以て安價に製造し、その實用に供し得るものは諸國へ普及せしめなければならぬ。製造場所は水運の便ある手廣の地を取調べ更に伺ふこととしたいと述べてをり、之に對し『書面伺之通相心得工作場所等の儀猶取調可申上旨被仰渡奉承知候』とある。その伺の全文は次の如くである。それによるも器械利用の必要は既に認められて居たのであつた。

『御國益御主法ニ付簡便利用の器械類取調置候品々、並諸向々及建白候新規發明西洋書傳等の諸品、何れも實驗試造の上、猶得失勘辨を加不申候半では全御國用の儀難申上候に付、右試造爲仕度、昨西年中雖形入御覽候水車相仕懸け人力を省き元直段安價に仕上り候様仕度、依之先左の品々取掛り可申奉存候

一 銅鐵打延物 銅板 フリツキ 甲冑類

一 銅鐵鑄物類

一 材木鋸割

一 油 絞 り 但草木の實根類を以油絞り候趣申立候もの有之實驗爲致度

一 紙 綿 但諸草木類を以紙並綿を製候儀申立候者有之實驗爲致度

一 黃銅金箔粉類 但打延方人工を省き候儀相試度

一 煙 草 刻

右の外追々申立候もの有之節は一應試方爲致候上、彌御國益相成候儀は夫々取調、伺の上諸國えも押弘普く益筋相成候様仕度此段奉伺候、伺之通被仰渡候儀に候へ、場所の儀は水理運送宜き手廣の場所並御入用積共取調猶可奉伺候 以上

戊 四 月

三

(子) 玉川上水水元模様替 玉川上水水元羽村の水門は、從來出水の際屢々破壊せられ、年々修繕に費す所も多かつたので、安政四巳年四月に至り、羽村より二里水上の江川太郎左衛門支配所千ヶ瀬村が形勝の地であるから、羽村の水門を千ヶ瀬村へ場所替をなさんとする議が起つた。之に對して御勘定所の評議では、かゝる模様替をなさず在來の引入口を修繕するに止めんことを主張した。萬延元年にも同様の意見が繰り返されたものの如く、翌文久元年にも『玉川上水水元羽村模様替の儀別紙評議の通申聞候、右御入用莫太の儀には候得共、御救筋の儀にも有之、一時の御入用は追々仕理方も可有之候間、得と勘辨致し早々可被申聞候事』とあつたが、御國益御主

法懸では依然として模様替の見合を上申して居る。

(リ) 絲價調節 當時京都における絲吳服物染草取扱の者を後藤縫殿助をして差配せしめ、絲の潤澤と絲價の引下を期せんとする案もあつたが、実際には行はれなかつたものの如く、萬延元年七月の小笠原長門守の上申書にも其旨意が明かである。それには『此節追々入御聽候通、蠶直買其外新絲積登等に付、少々宛下落も仕候間兼て申上候通、猶其時宜に寄御所置御座候方可然哉』云々と述べて居る。降て文久二年四月の國益御主法掛よりの上書には『既生絲取締筋等は此節取調出來いたし候得共、諸國織元は勿論異人の關係仕候儀にて差支筋懸念も有之候間、尙再應勘辨之上、不遠御内慮相伺候積り』とあり、翌五日の伺書には

『糸類格外高直に付去ル申年以來種々勘辨仕候處、一體御國內の產出高取調、其上織物の分其筋々相糺候上ならは潤澤御取締の御仕法も相立申間敷哉の處、何れも風聞を以のみ取調にて實地檢閲致し候儀無之候間、萬一案外見込違の儀も候ては御主法御手初の人氣大切の儀に付、糸産出の國々織物渡世の國々勘定役元勘定役の内壺人、御普譜役壺人充相添差遣、年分産出高織物入用高等取調候上、御取締筋の儀評議仕申上候様仕度、右ニ付奥州羽州上州野州邊え一手、甲州信州武州相州筋一手、飛州濃州江州但州丹波丹後邊え一手、御普譜役一人勘定役一人宛差遣、巨細取調申度奉存候。依之此段奉伺候以上』とあつて實地に臨んで調査せんと案が立てられたことが明かである。

## 五

他よりの献策又は伺に基いて御國益御主法掛にて、その利害得失を評議して決定した事項についてには次の如きものがある。

(イ) 松平陸奥守領分國産の貿易に關する件 松平陸奥守領分より出産の大豆・生糸・水油・蠟・

針銅・雜穀類にして國用に供せし殘餘、例へば大豆十萬石出產の内七萬石は國用に供し、残り三萬石を横濱にて外國貿易に供し度、然らざる場合は需給の不適合・價格の變動があり、商人も難澁する旨の伺があつた(萬延元年十二月)。之に對して御勘定所の評議は

『右は諸家おゐて領分產物運輸方實意に世話いたし候はゞ、有用の品々無際限外國へ濫出いたし候本を防ぎ候道理にて、可然筋にも相聞候得共、自分捌同様取斗候ては必定差支の儀も可有之、既に雜穀・水油・蠟・吳服・糸の儀は昨年以來神奈川へ直積いたし來候處、當分の内江戸表え積付、問屋共より買取貿易可致旨、此程御觸の趣も有之、針銅・丁銅も同様にて諸家おゐて勝手に取締可致筋には無之候間、書面の趣は當今難被及御沙汰筋に付、此程御觸の趣に相心得可申旨陸奥守家來に被仰渡可然奉存候』

とて許可するに至らなかつた。右にいへる此程の御觸とは、萬延元年閏三月に當分の内雜穀・水油・蠟・吳服・糸の品々に限り在々より神奈川表え積出す間敷、御府内問屋共え積廻すへきことを命ぜるものを指すのである。之については安政六年五月神奈川開港の後、外國奉行は各地より商品<sup>7)</sup>を神奈川に直送して貿易に供することを認めしたが、江戸問屋の不平となり、江戸における日用品潤澤のため諸國より一旦江戸諸問屋へ廻送した上、神奈川へ送附せしめんとしたが、結局右の御觸となつたのである。

(口) 松平隱岐守領分縞木綿江戸賣捌に關する件 萬延元年七月十二日松平隱岐守家來安東收藏から『隱岐守領分にて織出候縞木綿御當地え積廻、其筋問屋共へ賣捌仕度此段各樣迄御内意奉伺候以上』との書面が提出されてゐる。この後の經過については何等記す所がないが、他の史料によつて大體の事情を窺ふことが出来る。即ち次の如くである。

7) 徳川十五代史第十二編227頁，日本財政經濟史料第三卷658頁。

文久元年三月松平隱岐守から老中へ對し次の如き陳情があつた。即ち同藩が臺場築造や神奈川表警衛を仰付けられしたため入費も多く、それがため去年領分産出の縞木綿を江戸問屋へ賣捌くことを許されたが、その方法は問屋へ入札拂となすのであつた。然し入札拂は品柄の向不向を申立兎角落札直段が低く、雜費も懸り損失も多い。然るに酒井雅樂頭(姫路藩)は文化頃領内産出の白木綿を江戸問屋へ家別拂に賣捌くことを許され、融通もよく財政上に利してゐる處が多い。右は白木綿であり、自分領内の分は縞木綿であつて別に差障りもないことであるから、右同様問屋共へ家別拂に賣捌くことを許して貰いたいといふのであつた。之に對し酒井の家來からは自分方同様の賣捌方法では他にも亦それを願出づる者が出來、必定不捌になり、領中衰微の基であるからとの故障申立があつた。勘定奉行及勘定吟味役の意見は、問屋共へ家別拂となすことは素人直賣買と異り、また去亥年諸家國產賣捌御觸にも抵觸せず、尤御國益御主法仰せ出された上は振合も替るべきであるが、一應町奉行へ下付して差支の有無を糺し、差支なくば隱岐守願通り仰渡されて然るへしとのことであつた。町奉行は木綿問屋行事を呼出して糺したが別に故障なしとのことであつた。然し諸家國產を何れも家別拂にすることを許さば、自然直段を糺り上げる恐があり、白木綿の儀は永年仕來りのことであるから之を許し、他の國產については之を認めず、但右縞木綿の場合は豫州松山一領限りのことであり、また特別の理由もあるから、之を認めても差支ないといふことに大體六月頃に決定したやうであつた。<sup>8)</sup>

8) 市中取締類集諸家國產の部三。

(八)捕鯨業に關する件 文久元年正月里見源左衛門御代官所越後國蒲原郡村松濱平野廉藏より鯨漁試稼三ヶ年間仰付られ、四ヶ年目より運上を納むべき旨を願出た。これに關する勘定奉行松平出雲守の伺に曰く

「近來御國地おるて鯨漁いたし候もの少く、右は普通の漁業と違船具漁具等製造並船方手當等多分の入費等相懸候故開業難致候得共、右等相開け候得ハ御國益相成候儀に付爲御恩譯當西より三ヶ年試稼被仰付度、勿論遠海迄乘走り候儀に付日本船にては稼方難出來候間、今般神奈川表舶來の和蘭陀船の内フェンナ船と申賣船有之、右船附屬の品々共相對の上買請稼方いたし度(中略)勿論新規開業の儀に付漁不漁も難斗、試年限中は無運上にて稼方いたし獲有之候は、最寄湊又は浦々え入船いたし御料は御代官、私領は地頭え相届其所にて入札の上相拂來年ル子年が相當の運上相納候様いたし度段申立候間勘辨仕候處鯨漁有之候得ハ其浦の潤助は勿論専ら御國益相成候品に候得共、近來御國地にては右漁稀の由に候處開業相成候得は御國益相成候儀に付、相對を以舶來の船買取稼方相頼候段、奇特の筋に有之申立の趣不相當の儀も相聞不申候間、頼の通當西が來る迄三ヶ年の間試稼方の積差免、尤試中にては獲有之候ハ、御定の運上可相納旨申渡候様可仕候哉」云々

これに對する御國益掛大目付御目付の評議は鯨漁の儀は速に開業せざれば外國に利益を壟斷せらるる虞がある。然し大利を興すには大害を伴ふ弊を免れ難い。それは亞墨利加鯨漁船と馴合、鯨油を賣渡し、又は捕獲物を米國へ賣渡、洋中の秘密貿易を行はしむるに至ることである。依て船を公儀にて買上、廉藏へ無運上にて試稼仰付られ、獲ものあらば上納せしめ分合利潤を下付し、追々廉藏の身分を取立てることとせば彼も十分力を盡すべく、取締の大本も立つであらう。かくて鯨漁の益は燈油のみならず、御旗本御家人の内にも漁業に出役願ふ者も生するに至り、遂には海軍方にも役に立つであらうといふに在つた。然し結局は松平出雲守見込の趣に取計ひ方を許すこととなつた。

(二) 墨製造の件 文久元年七月榊原式部大輔御領所越後國頸城郡棚廣村庄屋彦右衛門より煙炭を取集め墨製造方を願出でた。之に就て松平出雲守の上申は次の如くである。

『同國頸城魚沼刈羽三嶋右四郡の儀は山方にて農間稼薄、難澁罷在、然る處土中硝石硫黃氣有之候哉、山中え穴を明、火氣移候ハ、燃上り、右を風草生水と唱來、右氣多分相通候場所見立、小屋並竈築立、土中え穴を明け火氣を呼取、晝夜不絶燃上候右煙炭を取墨製いたし京都大阪並御當地墨商人共え夫々示談の上賣捌候得ハ邊鄙の村々一助にも相成、且御國益の儀に付十ヶ年の間右稼方いたし度、尤爲冥加壺ヶ年永五貫文つゝ上納の儀中立候間、近村の故障有無爲相糺候處差障等無之旨御預所役人申聞、右稼方都て自分入用を以取賄候儀にて外故障も不相關候上は、乍聊御國益筋の儀に付、右冥加永上納の積を以當西方來る丑迄五ヶ年の間願の通稼方申渡、都て不取締の儀無之様申付候』云々

(三) 桑綿製造の件 松平修理太夫家來醫師安田轍三より柳桑又は木槿等を以て綿に製することを願出でた。然るに赤坂表傳馬町市兵衛が既に武藏・相模・上野・奥羽・甲信其他國々の桑枝買集め綿製作の儀を許されたが、之は全く右轍三よりその製法を傳へられたものであつた。轍三の素志は『捨れ候物を以、物産増殖いたし、右益金を以醫學館、種痘所、養生所等の御入用、且京大坂えも醫學館病院等御取建相成候様仕度存意に有之』、桑柳等買取製作の入費はすべて手元金其他自ら才覺をなし、御下ヶ金等を願はず、純益のうち三割は御救助筋御入用の内へ、二割は御國益所御入用へ、一割は醫學館種痘所養生所等御入用并御家人長病の者へ藥料御手當として、二割は京大阪へ醫學館并病院等取建御入用へ上納し、殘二割は木綿製作場入用及手當とする筈である。且差出せし柳綿見本も相應の出來榮のものであつた。御國益御主法掛の評議も之を認め、文久元年十一月遂に之を許可することとなり、御觸を以て柳桑木槿等の枝皮買集めに對し相當の價を以

9) 日本財政經濟史料第二卷567頁參照。

て賣渡すへきこと、不毛空閑の地へ右三種の木を植増すへきこと、梅雨以前又は八月上旬に枝を刈取置賣渡すへきこと等が述へられ、諸國村々御料私領寺社領へも不洩様觸れらるるに至つた。<sup>10)</sup>

## 六

以上私の述べた所は主として「御國益御主法留自萬延元年庚申四月至文久二年壬戌五月」によつたものであるから、六月以後の事蹟については之を知ることが得ないのを遺憾とする。

御國益御主法掛の事業が容易ならざる大業であることは屢述べられてゐる處であるが、それと同時に今に及ぶも何一つ取留めたる調方も出來申さずといふ如き文句は常に老中よりの達に見えてゐる。然し上述の如き種々なる事業及計畫等があつたことは明かである。老中の言は單に主法掛を鞭撻するためのみではなく、それが當時の困窮状態を救済し、又國産擴充に對し、十分なる結果を奏せなかつた點から見れば、右の如き評言も必ずしも誤りとはいひ難い。

然しながら以上の記述によつても、當時祖法と雖も必ずしも墨守せず改むべきものは變改せざるべからざることを明に言明し、言路の洞開を期し、國産の興隆を計り、産物會所を設けて物價高低の權を幕府の手に收むべしとせること、器械利用の必要を悟れること等、所謂幕末の新經濟政策として認むべき諸般の事項が現はれてゐることは大に注意すべきことであらう。

御國益御主法方頭取・同調役・同勘定役元締・同勘定役・同書物御用出役・同御門番人出役は文久二年八月四日に廢止されてゐる。<sup>11)</sup>この廢止は「徳川慶喜公傳」によれば冗員を淘汰せんがためであ

10) 日本財政經濟史料第三卷567頁參照。

11) 續徳川實紀第四卷1306頁。

るといふ<sup>12)</sup>。果して然りとせば容易ならざる御大業として着手せられたものが、今や冗員淘汰として廢止せらるゝに至つたのは感慨に堪えぬものがある。尤も國益御主法掛については何等記す所がないが、右等の諸役の廢止された以上、御主法掛も廢止せられたものと見るべきであらう。

右の廢止が行はれたのは所謂文久二年の幕政改革の一部であつて、それは參觀交代制度の改正・軍制の改革・教育制度の改革と共に繁雜なる禮式慣例を省き、節約を旨として諸種の改正が行はれたのであつた。而してこの改革は慶應二・三年の改革と共に幕末の二大改革として知らるるもので幕府がその類勢を挽回せんがために最後の努力を試みたものであつた。<sup>13)</sup>そは兎も角も社會狀勢の變動に順應して適切なる施設を行はんとした御國益御主法も遂にその目的を達せず冗員として淘汰されたことは如何にも物淋しい感を生ぜざるを得ない。大廈の將に覆らんとするとき一木のよく支へ得へきものに非ることを示せるものといふことが出來やう。

12) 徳川慶喜公傳第二卷105頁。

13) 内田銀藏、近世の日本300頁以下。